

インターンシップ促進事業業務委託企画提案競技 実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「インターンシップ促進事業業務委託」（以下、「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名等

- (1) 業務名 インターンシップ促進事業業務
- (2) 業務の仕様等 別添【資料2】業務委託仕様書のとおり

2 履行期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

3 委託経費（委託額の上限）

7,318,317円（消費税及び地方消費税を含む金額）

4 実施スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 平成30年5月16日（水） |
| (2) 実施要領等に関する質問書の受付期限 | 平成30年5月21日（月）午後5時 |
| (3) 上記質問に対する回答 | 平成30年5月23日（水） |
| (4) 参加資格確認申請の提出期限 | 平成30年5月25日（金）午後5時 |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 平成30年5月29日（火） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 平成30年6月1日（金）正午 |
| (7) 審査による契約者の選定及び結果の通知 | 平成30年6月6日（水）（予定） |
| (8) 契約締結予定 | 平成30年6月上旬（予定） |

5 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

【参加資格要件】

- (1) 秋田県内に本社、支社、本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (7) 当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (8) 5（1）の要件を満たさない者であっても、複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案競技に参加できるものとする。ただし、JVの全ての構成員は5の（2）から（7）の条件を満たし、JVの代表者は5（1）の要件を満たす構成員とする。なお、JVの構成員である者は、単独の参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

6 手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

住所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1248

FAX：018-860-3871

メールアドレス：iju@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札情報－電子入札・入札情報－コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票」（様式第1号）により受け付ける。

ア 受付期間 平成30年5月21日（月）午後5時まで

イ 受付場所 6の(1)に同じ

ウ 提出方法 電子メール又はFAXに限る

エ 回答方法

秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札情報－電子入札・入札情報－コンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日 平成30年5月23日(水)

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(ア) 企画提案競技参加資格確認申請書(様式第2号)

(イ) 会社概要整理票(様式第3号)

(ウ) JVにあつては、共同企業体協定書の写し及び業務分担表(任意様式)

(エ) 過去2年間の主要業務実績書(同種業務の実績を記載)(様式第4号)

(オ) 参加資格確認申請受付票(様式第5号)

イ 提出期限 平成30年5月25日(金)午後5時まで

(ア) 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に事務局に提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、封書に「インターンシップ促進事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記のうえ、提出期限までに事務局に必着のこと。

ウ 参加資格確認結果の通知

平成30年5月29日(火)までに書面により通知する。

エ 留意事項

(ア) 提出期限までに申請書類を提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加できないものとする。

(イ) 参加資格確認申請書類に虚偽記載があつた場合は参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 企画提案書の作成及び提出

ア 企画提案書は、委託業務仕様書を熟読して作成すること。

イ 企画提案書のサイズ等は原則としてA4判を原則とするが、A3判の折り込み可とする。

ウ 企画提案書には、図・表・その他必要と思われる資料を添付すること。

エ 企画提案競技の内容を実施するための費用を明らかにした積算内訳を添付すること。

オ 企画提案は1案のみ提出できるものとする。

- カ 企画提案書中に事業企画案を記載すること。
- キ 提出部数 各 8 部
- ク 提出期限 平成 30 年 6 月 1 日（金）正午まで
- ケ 提出方法及び場所 事務局に持参又は郵送するものとする。
- コ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

サ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

【資料 3】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、審査委員会が行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象としない。

(2) 審査日程

平成 30 年 6 月 6 日（水）（予定）

日時及び場所は、参加者に別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査を行う。

(4) 委託候補者の決定方法

審査委員会で最も優れていると認めたものを本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知します。

(5) 苦情申し立て

参加資格の確認、その他の手続きに関して不服がある場合には、「政府調達に関する苦情の処理手続き（平成十二年三月二十八日秋田県告示第二百六号）」により、秋田県政府調達苦情検討委員会（連絡先：秋田県総務部総務課電話番号 018-860-1041）に対して苦情を申し立てることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、受託予定業者との協議により別途決定する。

9 調達手続の停止等

秋田県政府調達苦情処理検討委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続きを停止等することがある。

10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止する。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含

まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

- (3) 企画提案内容に含まれる著作権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 企画提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (5) 参加者が本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。